

補助金等の事務手続に係る押印見直しについて
(令和3年度分の補助金から実施)

県では令和3年度分の補助金等の事務手続から、交付申請書、実績報告書、請求書等への押印を廃止しました。

一方、押印廃止に代わる本人確認の手段として、「補助金の振替口座登録時の本人確認書類の添付」や、「交付申請書等への口座情報の記載」を新たに求めることとしました。

見直し内容は下記1から3のとおりですが、交付申請書等の様式が改正されていますので、

今年度の補助金申請に当たっては、昨年度までの様式を用いず、

必ず新様式を用いるようにしてください。

1 補助金等交付要綱の様式改正の内容

(1) 押印欄の削除・・・各様式における代表者の押印を廃止しました。

押印廃止した主な様式
交付申請書、変更承認申請書、実績報告書、請求書(概算払請求書)、消費税仕入控除税額等報告書等

(2) 交付申請書等に「責任者及び作成者の職・氏名」の記載欄を設けました。

(3) 口座情報の記載

交付申請書に口座情報の記載欄を設ける一方、請求書の口座情報の記載欄を削除しました。

2 補助金の振替口座登録の厳格化

補助金の振替口座の登録時に、厳格な本人確認※を行うこととしました。

※ 金融機関の口座開設時と同程度の本人確認書類の提出が必要になります。

令和2年度まで	令和3年度から
(個人) 押印による登録申出 (法人) 押印による登録申出 ※ 認印、登録印を問わない	(個人) 本人確認書類の添付 (法人) 法人の印鑑証明書 又は 登記事項証明書+代表者の本人確認資料

3 その他留意事項

- ・ 上記補助金等交付要綱の様式の見直しについては、「令和3年4月1日付け総教私第765号静岡県スポーツ・観光部長通知」にて連絡済です。
- ・ 具体的な対応については、各補助金の申請手続き時に改めてお知らせします。
- ・ 振替口座登録の厳格化は、新規の口座登録(変更登録を含む)から実施します。
- ・ 国庫等を財源とする補助金等で、国からの指示があるものについてはこの取扱いの限りではありません。